

## 働き方改革の推進と住民サービスの向上を図るため 役場窓口の受付時間を試行的に短縮します



▲町 HP

総務課 庶務係 電話：055-981-8230

町では、職員の働き方改革の一環として、役場窓口の受付時間を短縮します。短縮した時間を活用して業務改善に取り組むことで、業務の効率化や行政手続のデジタル化を推進し、町民サービスの向上に努めます。

### 1 試行期間

7月1日(水)～年内(予定) ※情報解禁日：6月24日(水)

### 2 変更後の窓口受付時間

9時～16時30分(変更前：8時30分～17時15分)

※電話受付時間および職員の勤務時間は変わりません。(8時30分～17時15分)

### 3 対象施設

役場庁舎(本館および別館)

※地域交流センター、まほろば館(図書館・保健センター複合施設)、防災センター、保育所、幼稚園の受付時間は、変更ありません。

### 4 見直しの背景

令和8年1月～4月の間、住民課・税務課・福祉介護課を対象に来庁者数調査を実施しました。その結果、4カ月間の来庁者の合計11,261人のうち、9時から16時30分までの来庁者は10,010人で、全体の89%を占めていました。来庁者の多くが日中の時間帯に集中していることが確認されました。一方、見直し対象として検討してきた時間帯(8時30分～9時、16時30分～17時15分)の来庁者は、合計1,251人で、全体の11%でした。

### 5 見直しの目的

#### (1) 窓口業務の効率化

窓口開始前の準備や終了後の事務処理の時間を確保し、業務をより円滑に進めます。

#### (2) 業務改善の推進

窓口対応のない時間を活用し、事務の見直しやデジタル化の推進につなげます。

また、閉庁後に行っていた業務を勤務時間内に処理することができるよう時間を確保することにより、時間外勤務手当の削減に努めます。

#### (3) 住民サービスの維持・向上

安定した住民サービスの継続のため、来庁しなくても手続可能な方法(コンビニ交付・電子申請等)のさらなる周知や代替手段の調査研究を行っていきます。